

# 令和7年度辺野古新基地建設問題等戦略的情報発信業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名：令和7年度辺野古新基地建設問題等戦略的情報発信業務委託

2 委託期間：契約締結の日から令和8年3月13日まで

## 3 予算額

### (1)委託上限額

提案にあたっては、総額7,804,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限として見積もること。(この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。)

### (2)積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
- ② 直接経費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目)
- ③ 一般管理費((人件費+直接経費-再委託費)の10%以内とする。)
- ④ 消費税

## 4 業務の目的

沖縄県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱とし、普天間飛行場の県外・国外移設を求めており、また、県民投票等においても、辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示されている。

しかし、これらの沖縄の思いに反して、辺野古新基地建設に係る埋立工事が進められているところ、問題解決を図るためには日本国民から広くこの状況に係る理解を得て、問題解決に向けた機運醸成を図る必要がある。

そのため、普天間飛行場返還問題・辺野古新基地建設問題や関連する米軍基地問題等(以下「辺野古新基地建設問題等」という。)について、SNSや特設ウェブページといった発信体制を整備し、若い世代が辺野古新基地建設問題等を自分事として考える場等、機運醸成に向けた発信コンテンツを制作するとともに、沖縄県による辺野古新基地建設問題等に係る他の取り組みとの連携も図る等、戦略的な情報発信を行う目的で、業務委託を行う。

## 5 業務内容

### (1)ナビゲーター運営業務

- ・ SNS の活用等により、本委託業務及び辺野古新基地建設問題等に係る本委託業務以外の発注者の取組を効果的に発信し、「辺野古新基地建設問題等の問題解決に向けた機運醸成の案内役」となる「ナビゲーター」を設置し、運営すること。
- ・ 業務遂行に支障がない限り、ナビゲーターは単数・複数、自然人（成人に限る）・法人を問わない。また、受託者自身や受託者である共同企業体の一部を構成する法人がナビゲーターとなることも妨げない。
- ・ ナビゲーターには、若い世代の共感を得られ、（3）の業務に関与できるものを1以上置くこと。

## （2）特設ウェブページ作成支援業務

- ・ 情報発信の中核としての特設ウェブページの作成について発注者を支援すること。  
なお、特設ウェブページは、発注者の公式ウェブサイトページを追加することで整備し、掲載作業は発注者において行うことを想定しているが、企画提案の内容を踏まえて決定する。
- ・ 辺野古新基地建設問題等に係る本委託業務以外の発注者の取組みも踏まえ、ページ構成やページデザインを発注者と検討し、必要となる素材を提供すること。

## （3）「若者が辺野古を自分事として考える場」の企画運営業務

- ・ 辺野古新基地建設問題等の問題解決に向けた機運醸成において、若い世代に、辺野古新基地建設問題等を自分事として考えてもらうためのアプローチは不可欠である。そのため、実際に若者が参加する等、若い世代に対する共感・訴求に繋がる複数企画について提案すること。
- ・ 原則としてナビゲーターが現地参加し、若者の取組支援や議論のファシリテートを行う内容とすること。
- ・ 若者の事前学習の教材として、辺野古新基地建設問題等に係る県の考え方をまとめた動画の作成を盛り込むこと。
- ・ 契約期間内に1回、若者が、取り組んだ内容を知事に報告する場を盛り込むこと。
- ・ 本業務の取組は動画に収録し、（4）動画発信等業務で発信すること。

## （4）動画発信等業務

- ・ 本委託業務の目的に向け、ナビゲーターや特設ウェブページを有効に活用した動画発信について企画提案し、発注者と合意に至った業務を実施すること。
- ・ 本委託業務に係る動画のみならず、発注者が辺野古新基地建設問題等に係る本委託業務以外の取組において作成した動画についても発信すること。

## （5）その他の業務

- ・ 主担当者1名を置き、本委託業務に関する発注者からの相談事項に対して、対面、オンライン、メール、電話等により対応すること。
- ・ その他、本委託業務の目的に照らし効果的な方法があれば提案すること。

## 6 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出することとする。

- ① 5 に関し作成した資料一式（事業計画書及び事業実績報告書を含む）
- ② ①の電子データ
- ③ 5 に関し撮影・編集した動画及び画像、素材等の電子データ
- ④ 作成した SNS アカウント及びアカウント運用に関する一切の電子データ
- ⑤ その他県が必要と認める書類等

## 7 再委託

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることが出来ない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、予め県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア：契約金額の 50% を超える業務

イ：企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

(1) 及び (2) を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

[その他、簡易な業務]

- ① 資料の収集・整理
- ② 撮影・複写・翻訳・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 文字書き起こし・議事録作成
- ⑤ ウェブページや広報媒体、それらに係る素材等の作成

## 8 その他

- (1)作業の内容について疑義が生じた時は、発注者・受注者両者はその都度、状況の報告や確認を求めることができるものとする。
- (2)委託業務を進めるために必要な資料については、契約締結後、受注者の求めに応じて、貸与または提供する。また、受注者は貸与または提供された資料の取り扱いに十分注意を払うこと。
- (3)受注者は、発注者の許可なく本委託業務で知り得た情報・資料等を、第三者に提供・開示または漏洩してはならない。
- (4)本委託業務の実施に際しての詳細な事項については、発注者・受注者両者で協議のうえ決定する。
- (5)本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において、修正、又は再作業を行うものとする。
- (6)本委託業務にかかる成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属し、発注者及び受注者（ナビゲーターを含む）以外の第三者に権利があるものについては、受注者において使用に係る許諾等を得るものとする。

成果物において第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はその恐れがある場合、受注者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は当該損害を補償するものとする。
- (7)本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。